

○育児休業、介護休業等育児又は家族介護を
行う労働者の福祉に関する法律（抄）

（平成三年法律第七十六号）

（職場における育児休業等に関する言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置）

第二十五条 事業主は、職場において行われるその雇用する労働者に対する育児休業、介護休業その他の子の養育又は家族の介護に関する厚生労働省令で定める制度又は措置の利用に関する言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及
び派遣労働者の保護等に関する法律（抄）

（昭和六十年法律第八十八号）

（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉
に関する法律の適用に関する特例）

第四十七条の三 労働者派遣の役務の提供を受ける者がその指
揮命令の下に労働させる派遣労働者の当該労働者派遣に係る
就業に関しては、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者もま
た、当該派遣労働者を雇用する事業主とみなして、育児休業、
介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法
律第十条（同法第十六条、第十六条の四及び第十六条の七にお
いて準用する場合を含む。）、第十六条の十、第十八条の二、
第二十条の二、第二十三条の二及び第二十五条の規定を適用す
る。この場合において、同条中「雇用管理上」とあるのは、「雇
用管理上及び指揮命令上」とする。